

令和6年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和6年12月23日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 育 て 支 援 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興 課 長	金 杉 高 春
監 査 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利） 議案第1号から議案第13号までと議案第15号、議案第16号の15議案を一括議題とします。

各常任委員会に付託しました議案の審査結果は配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 片桐文夫 登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月16日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る12月9日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第9号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、指定管理者の指定についての2

議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました2議案については、別紙報告書のとおり、議案第9号は全員賛成で、議案第11号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号の主な質疑について要約して申し上げます。

新旧対照表の「大腸菌群数」と「大腸菌数」の違いは、また大腸菌の検査頻度はとの質疑では、「大腸菌数」は大腸菌だけの数、「大腸菌群数」は大腸菌と、大腸菌と似た菌を含めた数。検査は週1回行っているとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について要約して申し上げます。

指定管理者が塚原緑地研究所になった場合、利用者の使い勝手や使用料は変わるのかとの質疑では、使い勝手は今と変わらない。自主事業を展開していくことでよりよい施設となるよう努力していただけたと思うので、市も一緒に努力していきたい。使用料については、使用料手数料条例の範囲内であるため基本的には変わらないとの答弁がありました。

また、選考結果で配点と総得点は示されたが、なぜ項目ごとの得点は示されないのかとの質疑では、項目ごとの点数が明らかになった場合、営業・事業運営上の支障になるとの判断から、旭市情報公開条例第12条第3号の不開示情報に当たるためとの答弁がありました。

また、指定管理者は展望館が一番にぎわう初日の出など、そういう場合には常駐して残っているのかとの質疑では、例えば初日の出で指定管理者のほうで自主事業としてイベントを企画すれば、条例に定める時間を超えたとしても指定管理者のほうで対応する。そういう企画を期待しており、市としても要望していきたいとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和6年12月23日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月9日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第7号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制

定について、議案第13号、指定管理者の指定について、議案第16号、専決処分の承認についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月17日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。

児童手当給付事業について、640万5,000円増額補正の理由を伺うとの質疑では、児童手当の制度が今年10月に改正され、12月支給分から支給対象者が中学生から高校生年代まで拡充され、所得制限も撤廃された。また、第3子以降の算定対象が高校生年代まででカウントしていたものが大学生年代までとなり、当初予算ではその部分を見込んでいなかったためとの答弁がありました。

次に、議案第7号について申し上げます。

ふたば保育所という名称はどのような形で決まったのかとの質疑では、7月1日から7月31日までの1か月間で公募を行い、市民から名前の案を募集した。名称の選考は、保護者や地区の代表者8名から成る名称選考会議を8月に2回開催し、応募作品の中から選考したとの答弁がありました。

次に、議案第13号について申し上げます。

指定管理者候補者の審査結果の得点は、1,100点満点中829.6点とのことだが、中身について伺う。また、滝のさと自然公園についてどのような施設で、いつから指定管理されているのかとの質疑では、個々の項目の点数は、市の情報公開条例により公表はできないが、全ての項目で基準点の60%を上回っている。また、滝のさと自然公園の面積は3万3,320平米、施設はあずまややベンチ、遊具としてザイルクライミング等がある。駐車場は98台分あり、野外のトイレや水飲み場がある。全面芝生広場となっており、サッカーやグラウンドゴルフ等ができる。令和2年から指定管理者による管理を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第16号について申し上げます。

ひとり親家庭等医療費等の助成事業の該当世帯数はとの質疑では、この事業はひとり親家庭の父母及び当該児童に対して、当該児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日、高校生年代までの間の医療費の一部を助成する事業であり、令和6年9月末時点で、母子・父子家庭は388世帯あるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第13号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承

認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和12年12月23日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員、令和6年です。

○文教福祉常任委員長（島田 恒） すみません、失礼しました。令和6年12月23日です。ご訂正いたします。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第12号、指定管理者の指定について、議案第15号、専決処分の承認についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月18日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。

庁舎管理費の1,003万2,000円について、カウンターやパーティションの設置費用で500万円ほどかかるとのことだが、電子証明書の更新は本庁舎の窓口へ行かなければ行えないのか。また、具体的な設置場所はとの質疑では、マイナンバーカードの電子証明書の更新は市役所窓口での再設定が必須となり、かなりの人数が想定される。

設置場所については、玄関を入れて左側のスペース。いろいろ議論したが、市民にとって

利便性のよい窓口付近にカウンター等を設置し、受付することが一番よいとの判断となったとの答弁がありました。

次に、議案第6号について申し上げます。

今回の使用料限度額値上げの算出根拠は、また条例改正後、使用料はどのように決定するのかとの質疑では、値上げの額の算出根拠は現行の利用料金に物価上昇分として一律10%を加味した。テナントスペースは、平米当たりの単価を統一した。また、使用料は指定管理者決定後に決まる段取りとなるとの答弁がありました。

次に、議案第12号について申し上げます。

道の駅季楽里あさひの過去4年分の売上額と目標は達成できているのかとの質疑では、売上額は令和5年度は9億7,700万円、令和4年度は9億2,900万円、令和3年度は8億3,500万円、令和2年度は8億1,200万円。

年度ごとに売上げ目標を掲げており、それを上回る結果が出ているとの答弁がありました。

次に、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

今回の衆議院議員総選挙の期日は直前に決定したが、業者への発注や作業の遅れ、職員の残業が増加する等の影響は出なかったのかとの質疑では、選挙となる前から一番短い期間を想定しながら準備してきた。事務量が多いため職員の残業が出た部分はあるが、選挙事務に遅れはなかったとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、9議案とも全員賛成で、原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和6年12月23日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

それでは、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、反対の立場で討論いたします。

この補正予算の中には、庁舎改修工事1,003万2,000円が計上されています。そのうち、マイナンバーカード交付・更新事務に係る受付カウンター設置、この費用が578万1,490円。マイナンバーカード関連の手続き業務をやるために市役所入り口付近に新たにカウンターを設置するための費用です。1台163万4,200円のカウンターともう1台は106万6,000円、さらに53万2,600円、52万2,900円の合計4台のカウンターと1脚定価7万3,600円もする職員用の椅子4脚、そして1脚4万6,500円の来客用の椅子6脚、ワゴンが25万7,000円が1台、8万8,400円が4台、電話台用のワゴンですら5万6,200円もします。

配送・組立て費用26万円と消費税52万5,590円を合わせて、トータル578万1,490円。1脚7万3,600円もする椅子は、現在市役所内で職員たちが使っている椅子と同等なものということです。職員数を600人として掛け算すると4,400万円にもなります。椅子だけの値段です。

今回、補正予算に計上されたこの改修費の内訳を質疑して、現在庁舎内で使用されている備品等がこんなに高額なものであることが分かりました。職員用椅子1脚7万3,600円。市内で法人税を払ってくださっている会社の社員全員に、定価7万3,600円の椅子に座ってもらっている会社があるでしょうか。カウンターにしても163万円もするようなものが必要ですか。マイナンバーカード業務だけでなぜこんなにも費用をかけなくてはならないのでしょうか。

国の全額負担ということで経費の節減を全く考えない、高級仕様のものばかりです。この高級仕様は、市民の血税も導入されているこの庁舎全体に及ぶことが分かりました。ガラス張りの豪華な市庁舎の中に高級なカウンターと椅子。いまだ市役所内はバブルから抜け切っていないようです。今回は全額国が出してくれるという答弁。しかし、考えてもみてください。国がお金を出してくれるといっても、その財源は国民、市民、私たちが払う税金です。

さらには、負担を先送りした国債です。子どもたちに負担が回っていきます。

国は金のなる木でもなければ、篤志家でもありません。国という大金持ちがいて、国民に振る舞ってくれるわけではありません。全国の地方自治体がこんなお金の使い方をしていたのでは、国民の手取りを増やすための財源なんて出てくるわけありません。それどころか、私たち地方議員は、そして地方の首長は気がついていないはずです。財源の手当てなしに壁を取り払うことがどれだけ地方に負担が来るか。それなのに、まだ国から高価な備品のために費用を引っ張ってこようとしている。

国・県からの財源は市民の命や財産を守るため、市民利益につながる施策のために引っ張ってくるべきでしょう。見てくれのよい高価なカウンターや椅子は、市民の命や財産を守るためには何の役にも立ちません。無用です。逆に、物価にあえぐ市民感情、年金だけでは暮らしていけないと爪に火をともしような生活をしている市民感情を逆なでします。

私は、今議会の一般質問で、防犯カメラの増設について市の見解を聞きました。関東圏で夏から相次ぐ強盗事件や11月14日には旭市で起きたタイ人乱闘殺人事件を鑑みて、防犯カメラの増設、この必要性を訴えましたが、市は増設の予定はないという答弁でした。しかし、ついに昨日恐れていた強盗事件が旭市でも起こってしまいました。被害者の方の恐怖はいかばかりだったことでしょう。強盗犯が捕まっていないことで、市民はいまだ危険にさらされ、不安は募る一方です。

まさに今、私たちのまちがこうした事態に陥った今、市長をはじめ、当局の方々、そして議員の皆さんにも改めて沈思熟考していただきたい。行政の役割が何であるか。市民の命と財産を守ること。それが市の果たすべき役割ではないですか。そのために集めた血税を還元するべきではないですか。

昨日、報道で事件を知った市民の方から防犯カメラのことについて問合せがありました。先日の中学生在が刺された事件で、リレー捜査という防犯カメラとドライブレコーダーの情報をつないでいくことで犯人を特定できたという報道を挙げて、旭市の防犯カメラは大丈夫なのかといった内容でした。

今回、同じく12月議会で千葉縣市川市は、防犯カメラ100台増設分1,870万円を盛り込んだ補正予算案を議会に出しました。一般質問でも紹介しましたが、共同通信によると、市川市は電柱などにつけるカメラ付きの防犯灯を街灯が少ない住宅地などに100台増やす。これ11月29日、12月議会にです、上程したんです。事件が起きてしまった場合の容疑者逮捕、そして犯罪の抑止につなげる狙い。

市民安全課によると、設置するのは夜間や未明でも人や車が識別できる録画機能つきカメラと発光ダイオード、これ私一般質問でもご紹介いたしましたが。事件が起きたら発生時間帯の画像記録を県警に提供する。これを11月29日、経費1,870万円で補正予算で市議会に提出しております。こうしたふうに即対応している自治体があるんです。こちらをぜひとも見習っていただきたい。

千葉県では、市町村防犯カメラ等設置補助金を出しています。県が出しているんです。1台につき上限20万円で補助率2分の1です。今回、仮にカウンターと椅子に使う費用と同じ額を国ではなく県から補助してもらい、それと同じ額を市の自主財源で賄えば、少なくとも50台は防犯カメラが増設できる計算です。補正予算でなぜこの市民の命と財産を守るための計上が検討されなかったのか。残念で仕方ありません。

今回の1号議案、補正予算に計上されている内容が、物価高にあえぐ、そして年金生活にあえぐ市民感情からして到底受け入れられない金銭感覚であること。そして、国であれ、県であれ、市であれ、血税は市民の命と財産を守ることを最優先して使われるべきであること、以上のことから第1号議案に反対いたします。

議員の皆様の良識あるご判断を心より期待申し上げまして、反対討論いたします。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第1号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） おはようございます。

議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の議案は、議員の期末手当を人事院勧告に合わせて上げますという改正です。分かりやすく言うと、民間でいうボーナスを4.5か月分から4.6か月分、0.1か月分上げるという改正なんですけれども、旭市でいうと3万円ちょっとぐらいが上がる幅だと思います。

私調べですけれども、市民の多くは年収200万円から400万円ぐらいで生活されている方が結構いらっしゃいます。給料も上がっておりません。その中で、議員報酬が現在の570万円から僅かとはいえ上がっていくというのに私は抵抗があります。議員は市民の代表です。市民の生活が向上した後に、必要があれば報酬を上げる議論をするべきだと考えております。なのに、人事院勧告で一般職の公務員と一緒に上げてしまおうというのはおかしいと思いま

す。

話がちょっとだけそれてしまうんですけれども、関連があるのでご容赦ください。今、103万円の壁を178万円に上げようとかという話が出ていて、政府の与党税制改正大綱で123万円にしようという案に落ち着いたようです。これがどのぐらい減税があるかというと、200万円から300万円の年収の方だと年間5,000円の減税です。500万円、600万円ぐらいの年収の方だと、1年間に1万円ぐらいの減税になるそうです。

これだけ民意が減税を求めている、なおかつ少数与党、民意を勝ち取った野党と話し合ってもこの程度しか減税できないのが現状と示されています。なのに、議員報酬は大した議論もないのに3万円ぽんと上がるのはちょっとおかしいのではないかなと私は思います。

こういうことを続けていくと、どんどん政治離れが起こってしまいます。市民も、もう政治には何も期待しない、諦めますみたいな形になると思います。確かに国政と市政で違いはあると思うんですけれども、市民感情からしたら我々は5,000円しか減税されないのに、議員は3万円ぽんと上がっていいなとそんなふうに感じてしまうのではないのでしょうか。この議案自体は小さな改正かもしれませんが、これが積み重ねとなって、市民との乖離につながっていくのではないかなと私は思っております。

最後になりますけれども、大多数の市民が収入が増えた実感ができる前に議員報酬を上げていくというのは私は反対です。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第2号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第3号から議案第10号までの8議案について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第11号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第11号、指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

この議案の内容には、大きな問題が二つあります。

1点目、政策上の不合理です。2日前に遠方の友人から、旭市が宿泊代2,000円補助を出すテレビで言っていたよと電話がありました。灯台から夕日に上がってくる富士山が見えるって、母親を連れて行こうかなと思っていると。

私は灯台の展望館のエレベーターが使えないことを伝えました。お母さんは車椅子だからです。展望館に上がるエレベーターは、今現在も稼働しておりません。動いていた記憶がはるか遠いところで止まっています。県から移管されて、どれぐらいの間エレベーターは動いていたのでしょうか。委員会では、補修を重ねてきたが、ついに全取っかえしか手がなくなったという答弁でした。そして、今発注したとして、2年後に工事に入れる、やっとならば2年後に工事に入れる。エレベーターの全取っかえ予算は数千万円かかる、数千万円ですよ。という何とも雲をつかむような答弁でした。

周知のように、展望館に上るにはエレベーターが使えない場合はあの長い階段を上るしかありません。市内の観光で一番人気の飯岡灯台展望館には、足腰の弱い人や高齢者、車椅子の人は上がることができません。指定管理者に施設の運営管理を委託する目的は、民間ノウハウを導入することにより経費削減と施設の有効活用を図り、利用者を増やすこと。しかし、エレベーターがなくては利用者数の予測もできないでしょう。物品販売を予定しているということですが、販売計画すら立たないのではないですか。

どう考えても経費削減、施設の有効活用、利用客を増やす、この目的に沿った運営ができないのは自明の理です。結果、指定管理料の値上げにつながる要因をはらんでいることは言うまでもありません。

施設を万全の体制に整備してから、指定管理者に渡すべきです。さらに言うならば、県から移管されるときに瑕疵担保責任も追及すべきだと考えます。

もう1点の問題点。これは、議案上程に関する情報の出し方が議会軽視、さらには市民軽視につながると考えられる点です。指定管理者の選定に当たっては、11人の審査委員が審査項目に従って審査をします。あくまでも審査です。細かく調べるんです。そして、その審査結果を基に私たち議員は審議をします。審議です。疑義をただすのです。私たち議員の大切な役割、血税が正しく使われているか、全ては市民の利益につながるか。疑義をただすのです。しかし、議員に出されている情報は2枚の紙に書かれている200字ほどの情報です。

しつこく審査結果を求めると、追加資料で出されたのは審査項目一覧表です。ここに慎重審査がなされたはずの形跡は全く読み取れません。配点は記されていても得点が記されていないからです。これでは、どの項目において問題があるのか、市民の不利益につながる芽がないかを見ることはできません。この情報の出し方は、明らかに議会軽視です。議員の仕事を果たせなくする議員軽視です。議員は、言うまでもなく市民の負託を受けて、この議場で疑義をただす仕事をしているわけですから、ひいては市民軽視につながります。

この市民軽視の姿勢が顕著に現れた答弁を今回の建設経済常任委員会でなされました。読み上げます。まだ議事録にはなっていないませんが、事務局にテープ起こしをしてもらい、会議メモとしてもらったものです。私の記憶と照らし合わせて、この会議メモは一言一句正確なものと思われま

す。読み上げます。その項目ごとの点数がもし明らかにされることで、これ以降の塚原さんがまた別の場所の指定管理等を受けるというふうな形でやった際に、こういう点が弱いとかいうところがあることが表に出ると、事業運営上の支障になるだろうという判断でございました。これは、次点の業者についても同様の判断でございました。

もう一回読み上げます。項目ごとの点数がもし明らかにされることで、これ以降の塚原さん、指定管理者予定者です。これ以降の塚原さんが、また別の場所の指定管理等を受けるというふうな形でやった際に、こういう点が弱いとかいうところがあることが表に出ると事業運営上の支障になるという判断でした。

ちょっと待ってください。私たちは、展望館の指定管理を任せる業者、その業者の事業運営のために血税を使うことにオーケーをするんですか。考えてください。市長も考えてください。塚原さんのために、皆さんから血税を集めているんですか。

もうゆゆしき答弁だと思いますよ、私。忖度しているのは事業者。市民ではないです。市民の利益を考えていないです。こういう点が弱いとかいうところがあることが表に出たらって、これを表に出すのが私たち議員の仕事でしょう。弱いところがあつたら市民に不利益をもたらすわけじゃないですか。塚原さんの会社の運営のために私たちは指定管理を決めるんですか、塚原さんのために。市民のために決めるんじゃないんですか。

委員会には、副市長もいらっしゃいました。この答弁に対して、何一つコメントはございませんでした。市の立場、それがこの答弁に現れていると思います。どこを見えていますか。市民を見えていませんか。業者の利益を求めていますか。あり得ないです。私は本当に落胆というよりも憤慨しました。あり得ないです。市当局がこういう考え方で行政運営をしていると思うと本当に情けなくて、これにもし仮にこちらにいらっしゃる議員たちがこの指定管理に賛成されとしたら、議員の皆さんもどこ見えていますか。私たちは市民に選ばれた市民の代表ではないですか。しっかりこの点を考えていただきたい。

そのことを心より申し上げて、反対討論といたします。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） 常世田正樹です。

議案第11号、指定管理者の指定について、賛成の立場から討論を行います。

30年以上前、高校生のときに友人と釣りざおを担いで自転車で飯岡漁港へ毎週のように釣りに通っていました。釣りに飽きると自転車で灯台まで行こうと坂を登っていくと、そこは、クマザサが生い茂り、眺望もあまり利かない人気のない寂しい場所であったのを記憶しております。大学、大学院への進学を機に10年ほど旭市を離れている間に、刑部岬と飯岡の灯台周辺がとてもすばらしく整備されたのには驚きました。

日本の朝日百選、夕陽百選、日本夜景遺産、夜景100選、関東の富士見百景に選ばれ、恥ずかしながら今回調べて、こんなにも選ばれていたのを知りました。また、千葉県で初となる「恋する灯台」にも認定され、今の季節はイルミネーションとライトアップを見に来る人が押し寄せております。SNSにアップする方も多く、旭市屈指の観光スポットになりました。

このように発展を遂げた旭市の大切な観光スポットである飯岡刑部岬展望館及び上永井公園がこのたび指定管理者を指定することになり、株式会社塚原緑地研究所が指定管理者候補者となりました。旭市屈指の観光スポットである当該地域、今後ますます観光客を呼び込み、日本一の観光スポットになってほしいという願いもございますので、指定管理者の選定は慎重を期さねばなりません。

指定管理者の審査については、審査基準表に従って総得点で審査をしており、基準点は二つの業者ともにクリアしております。次点である応募業者Aとの差が25点しかないことから、両者ともに甲乙をつけがたい内容の事業計画書を提出したこと。的を射たプレゼンをしたことを如実に示しております。

選定委員の人選は、指定管理者を選定するために必要な資質を有している方が委員となっているものと思われます。その委員が審査した得点に対し不信や疑義を唱えてしまっただけでは進むものも進みませんし、決まるものも決まりません。何を基準として今後指定管理者を選定していけばよいのでしょうか。選定のシステム自体が根本から揺らいでしまう危険性があり、ひいては市政の混乱、市民の政治不信を招きかねない事態になってしまいます。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 静粛をお願いします。

○1番（常世田正樹） 飯岡刑部岬展望館は、残念なことに絶景を売りにしているのにもかかわらず、展望館の上まで上るためのエレベーターが故障しており、修理をするためには大規

模な改修が必要であり、多額の費用がかかってしまうようです。ご高齢で足腰が弱っている方や障害のある方は展望館の長い階段を上まで上り切ることは困難であろうと思います。しかしながら、隣接する上永井公園からも十分なすばらしい眺望が利くので、展望館の上まで上らなくとも雄大な風景を十二分に堪能することができます。

せっかくエレベーターがあるのだから、付随する設備は多額の費用がかかっても修繕し、来訪者へサービスを提供すべきであるというご意見もあるかと思いますが、指定管理者候補者である株式会社塚原緑地研究所は、エレベーターが故障していることを理解した上で指定管理を希望しているので、エレベーターの有無にかかわらずに魅力的な施設運営をしていくことであろうと思います。

旭市の大切な観光スポットである飯岡刑部岬展望館及び上永井公園が指定管理されることによって、さらなる質の高いサービスが市民、また訪問される方へ提供されるようになり、日本一の観光スポットへと発展を遂げてくれることを願い、私からの賛成討論を終えたいと思います。

議員各位のご理解並びにご賛同を心より請う次第であります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員ご登壇願います。

（２０番 松木源太郎 登壇）

○２０番（松木源太郎） 議席番号20番、日本共産党、松木源太郎です。

議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者の指定をする議案の採択に反対の討論をさせていただきます。

この施設は、旭市の上永井公園の一部を千葉県に貸して、刑部岬展望館を県が運用していたものを令和４年に県から旭市が譲り受けて、展望館の運営をしてきたものであります。令和４年の管理条例制定時には、第９条で指定管理者に管理を行わせることを明記しております。つまり、刑部岬展望館の条例はもともと指定管理を目指してつくられているということが分かりました。当初から指定管理をすることを前提に千葉県から譲り受けたのでしょう。恐らく無償であったのでしょう。

私は、当初、昨年から今年にかけて行われた担当課のサウンディング型市場調査の内容がどんなものであるか関心を持っておりました。平成30年６月作成、元年の10月に更新になった国土交通省総合政策局の「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」というのがあります。つまり、ここに指定管理などをする場合の市場の調査をしなければならない。それをどのようにやるかということが詳しく書いてあり、具体的な報告書のひな形もありま

す。こういうものがあって、全国的に広がっている指定管理という制度について、国もいろいろな規制というか考え方を自治体に持ってもらいたいということとなっているわけです。

市当局は、その内容を十分に理解しないで今回の計画をしたようであります。例えば、市のホームページで、「サウンディング」を「サインディング」と誤記した報告書が出ております。ですから、ホームページの旭市飯岡刑部岬展望館の項目で、展望館の利用時間は9時から17時（1 F 多目的室、2 F パノラマ展示室、屋上展望台、エレベーター）と書いてあります。その他展望館施設は終日利用可能というふうにホームページで書いてあります。

休館日が毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日から1月3日）と記してあります。ですから、私は議案質疑のときにこういう施設に何でこの休日なんだと聞いたら、答えは何と答えたかという、年末年始はお客が一番来るときに休館とはと質問したら、それはこれから検討すれば変更もできるなどと言っているわけです。

つまり、このサウンディング型市場調査というものについて全く理解がないまま、何をやっているんだか分からないですよ。それでもって、そのために昨年何回も二つの業者を呼んでやってきたわけです。つまり、ばかみたいなことを執行部はしているんですよ。サウンディング市場調査とは、休日なども調査する施設の運用状況でそれに合った休日にしなければならないのに、そういうことがまるきり抜けているんです。

ところで、常任委員会の傍聴でエレベーターが故障のままで、県から受け入れてまだ2年しかたっていないのに、使用不能で直すのに数千万円かかるということが同僚議員の質疑で分かりました。これを直すんですか。まず、ちゃんとしたものを整えてから、指定管理にするべきでしょう。

選定の経過もホームページの中身と異なり、2者の応募で1,650点で25点の差だけで今の業者に決まりました。その会社は、海上地域のキャンプ場の指定管理をしてきた会社であることと今回同時に議案として提案されていることも腑に落ちません。

この施設は、ですから先ほどいろいろ2人の議員から討論がありましたけれども、当面旭市が独自に工夫して管理運営して、そして十分に利用できる施設に直してから指定管理すべきものであって、今急いで指定管理する必要はないと思います。

このことを申し上げて、反対討論いたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者の指定

について、反対討論を行わせていただきます。

議案第11号の指定管理者の指定については、説明が不十分であっただけでなく、提供された資料も内容が不足しており、議案の可決を得るに足る十分な情報がそろっていなかったことをまずもって指摘させていただきます。

私自身、本議案に対する質疑を行い、可能な限り理解を深めようと努力しましたが、幾つかの疑問が解消されないまま残りました。自らの勉強不足も反省しなければなりません、しかしながら市情報公開条例第12条3号を盾にするのではなく、その趣旨に沿って、公開できる範囲の情報を最大限に提供すべきであったと考えます。

情報開示不可能ありきの説明では、選定過程や審査における具体的な情報提供が避けられ、透明性が欠ける結果となりました。これでは、議案の内容を十分理解し、市民の信頼を得た上での賛否の判断が難しいと感じざるを得ませんでした。議案承認、可決してくださいの姿勢としては、努力がいま少し足りなかったのではないかと感じました。

反対に至った理由として、以下の3点を挙げます。

1、議案の説明資料や内容が不十分であったこと。2、議案に対する説明責任が十分果たされているとは言い難い状況であったこと。3、審査・選定過程の透明性や公平性に疑問が残ったこと。

指定管理者の選定は市民生活に大きな影響を与える重要な議案です。市民への説明責任を果たすことが議案の可決に不可欠であると考えます。執行部には今後、より丁寧で透明性・公平性を確保した説明、答弁、資料提供をお願いしたいと思います。責任ある執行部の皆様が市民から確固たる信頼を得るためにも、その努力を惜しまないことが肝要です。そのことがよりよい市政につながるものと確信しております。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第11号について通告による討論は終わりました。

討論は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

続いて、議案第12号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第13号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

(4番 戸村ひとみ 登壇)

○4番(戸村ひとみ) それでは、議案第13号、指定管理者の指定について(旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園)の指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

論点は、第11号、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園、この指定管理者の指定についてのところで述べましたその2点目と全く同じです。議案上程に関する情報の出し方が、業務を委託する事業者に付度したものであること。そのことが議会軽視、さらには市民軽視につながると考えられることです。

以上、反対の立場での討論です。

○議長(飯嶋正利) 松木源太郎議員、ご登壇願います。

(20番 松木源太郎 登壇)

○20番(松木源太郎) 議席番号20番、日本共産党、松木源太郎です。

議案第13号、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者の指定をする議案に、採択に反対の討論をいたします。

旭市海上キャンプ場は、合併以前に旧海上町が県から管理運営を委託されていたものです。平成21年度に千葉県から旭市に施設移譲され、管理運営を開始したものです。これに滝のさと自然公園を加え、運営方法の見直しを行い、令和7年度から本格的な指定管理を実施する準備をしていたものであります。現在でも指定管理をしておりますけれども。そして、先ほど紹介した国土交通省総合政策局の「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」、これに基づいた調査をやった形跡があります。

ホームページを探せば分かりますけれども、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査結果概要というのがあります。今年の6月1日付でもって、担当課で文書がこれはホームページに載っております。

これの何が問題かという、ちょっと中身を読みますと、「本調査は、海上キャンプ場と隣接する滝のさと自然公園の施設を対象に、魅力の創出、青少年健全育成の場としての活用方法についてアイデアを募り、今後の施設の運営方針、指定管理者選定のための条件を

整備することを目的としています。」これはいいですよ。それで、そのためにこれもあるわけですからね。

今回、調査に参加いただいた皆様からご提案、ご意見をいただきましたので、以下に概要を公表します。

1 調査の対象と募集内容

- (1) 対象施設 海上キャンプ場、滝のさと自然公園
- (2) 募集内容 施設の運営方法、活用方法、整備方針等に関する提案

2 調査経過

- (1) 実施要領の公表 令和6年1月10日（水）
- (2) 現地見学会・説明会 令和6年1月23日（火）
- (3) サウンディングの実施 令和6年3月12日（火）

3 参加状況 現地見学会・説明会 1 団体

対話申込・提案 2 団体

こういうようなことでもって、結果として前の上永井公園の展望館と同じような結果が出ていると思ったら、これ1枚だけなんです。何をやったんだか分からない。ただし、このサウンディング市場調査には、現地説明会に1団体、どこが来ているかもわからない。それから、対話、提案が2団体だから、つまり複数あったんだよ。それが、この議案のときにも複数そういうのがあったということも言いもしないし、ただたった1枚のこの説明書ですよ。

これは今回の会社、つまり塚原緑地研究所だけが何か来たような感じになっていて、選定理由がこうなっています。「旭市指定管理者候補者選定委員会において、提出された事業計画書等の資料をもとに、総合的に評価し審査を行った結果、当該施設の指定管理者として業務遂行能力を有するものとして、指定管理者候補者に選定した。」、こういう調査をやっているながら、その報告がどこにもなくて、今までやってきた方がそのままぽんと出てきているわけ。

ですから、こういうような決め方を本当にしていいのかということですね。この募集要項なんかも非常に詳しいです。詳しいといっても、今までのこととかあるもの全部足しただけ。それから、いろんな事業計画なんかもいろいろ探しました。ホームページにいろいろ載っているのを探しましたがけれども、結局今名前の出ているところだけだったというけれども、サウンディングのときには2者来ているんですね。これは十分な調査をやっていないくて、早急に決めて、今までどおりやればいいやということになったんじゃないかと思います。

今後の予定では、「ご提案いただいたアイデアについて、キャンプ場、滝のさと自然公園の活性化に活かせる内容を検討し、指定管理に向けた条件を整備していきます。」という報告だけです。これでは、指定管理の準備が十分にされての提案とは考えられません。これまでの5年間指定管理で実施していたことを、さらに今まで同様なやり方でやっていけばいいということを行っているだけです。

これは教育委員会の担当課がどういうことをやったかということは、私所管ですから今度3月によく聞いてみようと思いますけれどもね。だから、本当にキャンプ場とその隣の自然公園とを一体的に考えてやろうとしたのか。それから、私は質疑でもって聞きました。トンネルができて、道ができたけれども、どうするんだということを聞きました。すぐそばを通るわけでしょう。利用しやすいように改善してから、こういうものはもっときちっとやるべきなんですね。今回、だらだらまた5年やらせていくということでは絶対に私は納得しません。

以上をもって反対といたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 議案第13号、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者の指定について反対討論を行います。

12月3日の議会開会日に上程された本議案については、これまで議案質疑や常任委員会での議論を重ねてきました。特に文教福祉常任委員会では、副議長から慎重なる審議をお願いしますとの言葉、さらに教育長からは質疑に対しては簡潔明瞭に答弁するよう努めますので、全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げますのご挨拶もいただきました。

当然、私自身、各議案に対しまして慎重審議、審査に真摯に取り組んでまいりました。結果、執行部の皆様には不本意なこととは思いますが、現段階では賛成するには至らない結論に達しました。

議案第11号と同様の理由になろうかと思いますが、3点述べさせていただきます。

1点目は、説明責任と情報不足の問題です。

指定管理候補者である塚原緑地研究所は、県内外多くの実績を持つ会社様であり、その点は評価に値するでしょう。しかし、審査基準表が提示されただけで、選定過程における説明が不十分で、議案を正しく判断するための材料としては十分ではありませんでした。さらに、指定管理候補者の概要や業績、経営方針、将来展望、自主事業の利益還元方法などの説明が

簡単にでもなされていれば、より深い理解が可能であったはずですが。この点については、議案の説明として情報提供努力が十分であったとは言えないと判断いたしました。

2点目は、旭市情報公開条例第12条3号に基づく説明の限界を優先させたということです。

市情報公開条例第12条3号を理由に情報公開が制限されましたが、これを補う具体的な説明が不足していたことが問題です。条例を適用することは、指定管理候補者への不利益や採点者個人の特定を防ぐためのものであることは理解します。しかし、それを理由に透明性を欠いた説明に終始することは、市民や議員に対する説明責任を果たしたことになるのでしょうか。そこに大きな疑義が残るわけです。

例えば、今回の評価結果が前回と比較してどのように改善されたのか。また、市が期待する改善点がどこにあるのかについては、議会として慎重に確認すべき重要な事項だと考えます。この点での情報不足が議案に対する理解を大きく妨げていたと判断いたしました。

3点目は、今後に向けての提言でございます。

本議案を通じ執行部に今後求められるのは、より透明性の高い情報提供と市民や議会の信頼を得るための丁寧な説明です。指定管理者の選定は市民生活に関わる重要な事項であり、特に税金を使う以上、その運用に関する透明性は欠かせないと思います。

今後の議案提出においては、選定の基準、方法、経過、理由をより具体的に説明し、市民や議員が納得できるような情報提供に努めていただきたいと思います。責任ある執行部の皆様の努力が市民からの信頼を確固たるものとし、議会や市民とのさらによりよい関係を築く、大きな力になることと確信しております。

以上、本議案には反対の立場を取りました。討論を終わります。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第13号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第15号、議案第16号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第13号までと議案第15号、議案第16号の15議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。

議案第16号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第3、事務報告。

事務報告を行います。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 山崎剛成 登壇)

○総務課長(山崎剛成) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

タブレットの事務報告の2ページをご覧ください。

一つ、金60万9,900円を明治安田生命保険相互会社様より、9月19日受納いたしました。

一つ、金100万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月26日受納いたしました。

一つ、和太鼓1張ほか学校用備品一式を並木町区様より、9月30日受納いたしました。

一つ、豚肉287.5キログラムを有限会社Pig Fertilize松ヶ谷様より、10月7日受納いたしました。

一つ、精白米粒すけ780キログラムをちばみどり農業協同組合様より、10月16日受納いたしました。

次のページになります。

一つ、金10万円を株式会社アガルート様より、10月24日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社アシロ様より、10月25日に受納いたしました。

一つ、金10万円を旭市ゴルフ協会様より、10月29日受納いたしました。

一つ、豚肉256.8キログラムを旭市養豚推進協議会様より、11月20日受納いたしました。

一つ、金11万円を旭市商工会チャリティーゴルフ大会様より、11月26日受納いたしました。

次のページになります。

一つ、金10万円を一般社団法人日本中小企業金融サポート機構様より、11月27日受納いたしました。

一つ、金30万円を公益社団法人銚子法人会様より、11月28日に受納いたしました。

一つ、キッズスポーツカー3台ほか保育所用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、12月3日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(飯嶋正利) 事務報告は終わりました。

◎日程第4 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、令和6年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

副議長 遠 藤 保 明

議員 林 晴 道

議員 宮 内 保